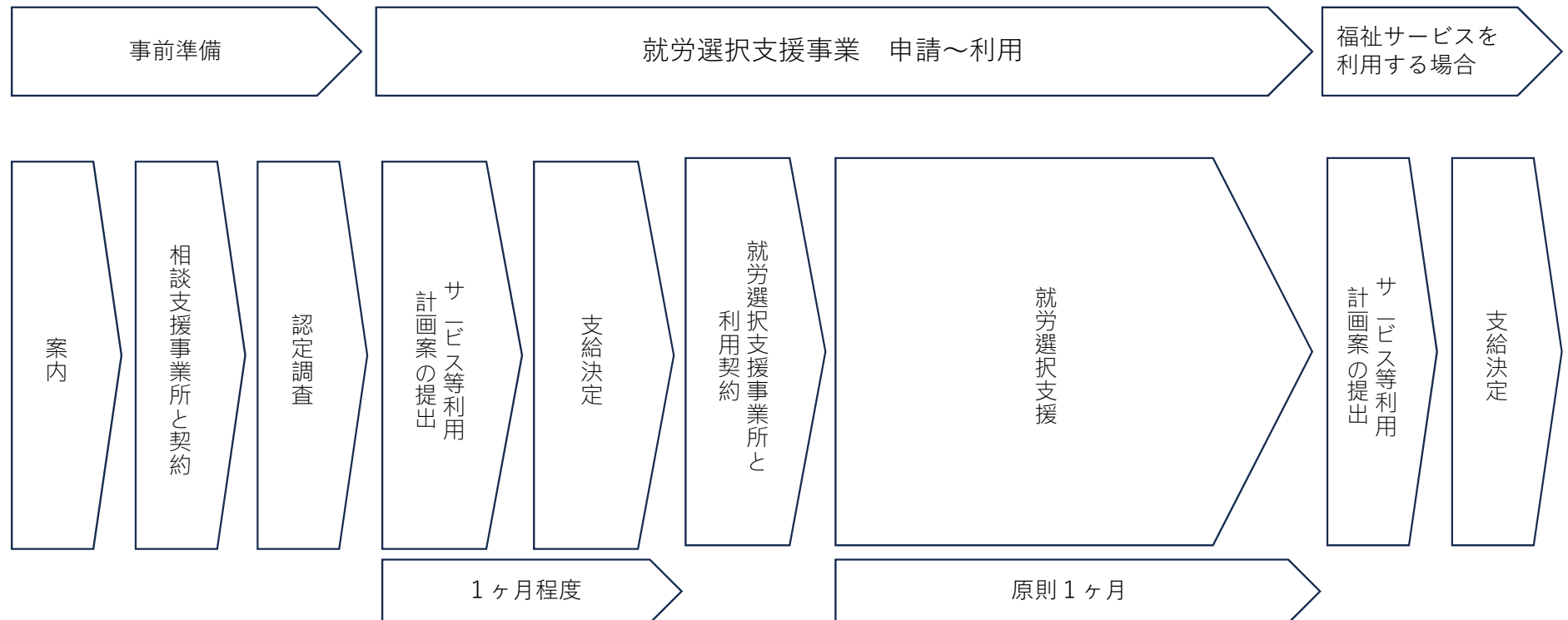


就労選択支援 チャート 生徒用

「就労選択支援のご案内」補足資料



相談支援事業所との契約、認定調査、事業所の受入体制等により、就労選択支援事業を受けるまでに待機時間が生じる場合があります。

① 案内 （学校）

学校から生徒、保護者に案内があります

②以下の流れの説明

② 相談支援事業所との契約 （本人、保護者）

本人、保護者は相談支援事業所と契約してください

青森市相談支援事業所ガイドマップ参照

③ 認定調査 （相談・市町村）

相談支援事業所から申請窓口（市町村当該課）へ

就労選択支援事業利用希望を伝え、認定調査を受ける

④ サービス等利用計画（案）（本人、保護者、相談）

相談支援事業所が就労選択支援利用のための

サービス等利用計画（案）を 市町村当該課に申請します

⑤ 支給決定 （市町村）

市町村から本人、保護者あて受給者証が発送されます

④～⑤の決定までに1ヶ月程度かかります

⑥ 就労選択支援事業所と利用契約（本人、保護者、相談、選択）

利用希望の選択支援事業所から事業説明を受けた上で

契約をしてください

就労選択支援事業所へ受給者証を提示するほか

必要手続きがあります

⑦ 就労選択支援 （本人、保護者、相談、選択、ほか）

別紙にて説明します

⑧ サービス等利用計画（案）（本人、保護者、相談）

相談支援事業所は、選択支援を実施した結果、利用を希望する

就労系障害福祉サービスのサービス等利用計画（案）を

市町村当該課に申請します

⑨ 支給決定 （市町村）

市町村から本人、保護者あて受給者証が発送されます

⑦ 就労選択支援

1 アセスメント（状況把握）

面談、検査、模擬作業等を通して、就労に関する適正等の評価や意向等を調整します
期間は原則2週間です（状況に応じて期間延長もある）

2 ケース会議

1で実施したアセスメントを基に会議をします
就労選択支援事業所により、本人、保護者、家族、相談支援事業所、
関係機関（現在利用している障害福祉サービス事業所、等）が参集対象となります

3 アセスメント結果作成

1で実施したアセスメントや、2で実施したケース会議を踏まえ、
就労選択支援事業所でアセスメント結果が作成され、本人、保護者や相談支援機関等に伝えられます

4 事業所と連絡調整

3で作成されたアセスメント結果を踏まえ、就労継続支援事業A・B型、就労移行支援事業所、一般企業など、
進路を決定し、事業所へ連絡調整します ※ 障害福祉サービスを利用する場合は市町村の支給決定が必要です

＊ 就労選択支援の全ての過程において、本人の意向が必須です

＊ 原則アセスメント結果は、本人の希望を尊重しながら作成されます